



起業を目指す皆様

労働保険の知識は必須です！

労働保険とは

労働保険は**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。

常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇用する事業は適用事業**であり、**成立手続を行う義務**があります。



全国労保連は、厚生労働省の委託を受け、起業者等に対し、労働保険制度の必要な知識を付与する啓発活動（セミナー）を行っています。

詳細は全国労保連の各都道府県支部にお問い合わせください。

・支部一覧 | 一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

<https://www.rouhoren.or.jp/info/branch.html>



全国労保連 支部一覧

検索

（一社）全国労働保険事務組合連合会（全国労保連）

労働者を1人でも雇った場合、 労働保険の成立手続が必要となります

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。国が管掌する強制保険として、農林水産業の一部^(※)を除き、常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業から除かれています。

労働者とは

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。

雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす労働者が対象となります。（雇用保険の対象となる労働者を被保険者といいます）

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険・雇用保険の対象となりません。

労働保険料の使用用途は（労災保険と雇用保険の給付）

○**労災保険**：労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族に必要な給付等を行っています。

※令和4年度は、約78万人が新規に給付を受けました。また、約19万人に労災年金が支給されました。

○**雇用保険**：労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

※令和4年度は、約112万人が一般求職者給付（いわゆる失業手当）の初回受給者となりました。

保険料の負担は

労働保険料の額は、労働者に支払う賃金の額（賃金総額）に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて得た額です。※雇用保険分については、被保険者でない者の賃金は除かれます。

労働保険料のうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担になります。

労災保険率は、2.5/1000から88/1000の範囲で、事業の種類に応じて異なります。

雇用保険率は15.5/1000です（農林水産・清酒製造の事業、建設の事業は異なります。）。

成立手続を怠っていた場合は

1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労災保険の成立手続について、行政機関等から指導等を受けたにもかかわらず、労働保険への成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保

険料等の金額を決定します。

その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産に対して差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

成立手続の方法は

成立手続は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）で行っています。起業して労働者を雇った場合にはご相談ください。

1 労働保険の成立手続

1-1 保険関係成立届、概算保険料申告書の提出

労働保険の適用事業となった場合（その事業が開始された日、又は適用事業に該当するに至った日）には、その翌日から起算して **10 日以内に労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出**しなければなりません。その後、当該年度中に支払う賃金総額の見込額をもとに算出した**概算保険料を申告・納付**することとなります（次の2もご覧ください。）。

1-2 雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届の提出

雇用保険の適用事業となった場合（その事業が開始された日、又は適用事業に該当するに至った日）は、上記のほかに、その翌日から起算して **10 日以内に雇用保険適用事業所設置届を、被保険者ごとに資格取得の事実があった日の翌月 10 日までに雇用保険被保険者資格取得届を、所轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出**しなければなりません。

2 労働保険料の申告・納付（労働保険の年度更新）

概算で申告・納付した労働保険料は、翌年度における申告の際に額を確定し、精算します。

労働保険では、毎年、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付する手続を行います。これを「**年度更新**」といい、毎年、6月1日から7月10日までの間（令和6年度は、6月3日（月）から7月10日（水）までの間）に、労働局、労働基準監督署又は金融機関で手続を行います。

労働保険は 労働者のセーフティーネット 事業主のセーフティーネット

労働災害が発生した時、労働保険の成立手続をしていないと、労働者が大きなダメージを受けるだけでなく、事業主が多額の補償負担を負う場合があります。

労働保険は、労働者はもとより、事業主にとってもセーフティーネットです。忘れずに必ず手続をお願いします。

<労働保険の事務は労働保険事務組合に委託できます>

労働保険事務組合

労働保険事務組合とは、事業主の委託を受けて事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

労働保険の手続を事務組合に委託することにより、次のメリットがあります。

- ✓事務負担の軽減を図ることができる、
- ✓労働保険料の額にかかわらず保険料の納付を3回に分割（延納）することができる
- ✓通常、労災保険の対象ではない事業主と事業主の家族従事者が、労災保険に特別加入できる全国で、約9,100組合あり、約142万事業が事務を委託しています。

労働保険事務組合の名簿が、最寄りの都道府県労働局（及びそのホームページ）にありますのでご参照ください。

労働保険事務組合への委託手続

委託できる事業主には下表のとおり、常時使用する労働者数に条件があります。

事業の種類	常時使用する労働者数
金融・保険・不動産・小売業	50人以下
卸売の事業・サービス業	100人以下
その他の事業	300人以下

労働保険の事務処理を委託するには、まず「労働保険事務等委託書」（組様式第1号）を、労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合にご提出ください（委託は有料）。

【参考】一般社団法人全国労働保険事務組合連合会（全国労保連）

全国の労働保険事務組合の8割強が会員となっている労働保険事務組合の全国団体です。全国に本部及び47支部があります。（このリーフレット表紙に、ホームページの案内があります。）

全国労保連は、厚生労働省から委託を受け、起業者セミナーへの講師派遣等の事業を行っています。全国労保連の各都道府県支部にご照会ください。支部の連絡先は、全国労保連のホームページに掲載しています。